平成２３年（再ロ）第１０号
高知県香南市香我美町下分784番地14
再生債務者　門田　　哲
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年２月13日まで
平成24年１月16日
高知地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第３号
秋田県大館市字長倉38番地
再生債務者　小笠原秀幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月12日　秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（再ロ）第１０００９号
長崎県長崎市稲田町10番10号
再生債務者　林田　　聡
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月12日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再ロ）第１００７０号
東京都北区浮間３―20―15―205
再生債務者　服部　修義
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月12日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１００８６号
東京都足立区新田２―９―22―708
再生債務者　石山　浩行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月12日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第３０号
横浜市中区仲尾台41番地の３
再生債務者　小澤　　満
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月13日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第３６号
横浜市港北区日吉本町３丁目24番36―505号
再生債務者　木原　慶昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月13日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第３号
宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代3037番地
再生債務者　菊池　浩一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月13日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（再ロ）第３号
広島県尾道市西藤町2926番地
再生債務者　土生　宜弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月16日　広島地方裁判所尾道支部

平成２３年（再ロ）第８号
宮城県名取市高舘吉田字前沖34番地の44
再生債務者　米沢　卓也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月16日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２３年（再ロ）第７７号
大阪市此花区春日出北１丁目10番２号
再生債務者　小橋　昌代
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１８号
大阪府藤井寺市津堂２丁目15番３―101号
再生債務者　小林　真二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月13日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２３年（再ロ）第２６号
横浜市戸塚区汲沢２丁目１番５―Ｆ―207号
再生債務者　岩渕　一則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月16日
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成２０年（再ロ）第９号
岡山県浅口市金光町大谷655番地２
再生債務者　川崎　芳幸
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年５月14日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年１月16日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

会社公告

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部（但し、同日付で効力発生予定の吸収分割に基づき、乙が株式会社個学舎に承継させる個別指導部門の事業に関する権利義務を除く。）を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十四年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十四年二月十五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年五月三十日
掲載頁　七十七頁（号外第一一三号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

平成二十四年一月二十四日
東京都文京区本郷五丁目二五番一四号
（甲）株式会社市進総合研究所
代表取締役　土坂　恭司
東京都文京区本郷五丁目二五番一四号
（乙）株式会社桐杏学園
代表取締役　下屋　俊裕

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）http://ycp.azbil.com/

平成二十四年一月二十四日
東京都千代田区丸の内二丁目七番三号
（甲）株式会社山武
代表取締役　小野木聖二
神奈川県伊勢原市鈴川五四番地
（乙）山武コントロールプロダクト株式会社
代表取締役　玉寄　長務